平成２７年（フ）第３４８号
大阪府泉南市馬場１丁目13番52号、前住所大阪府泉佐野市野出町６番４号
債務者　杉本　鈴枝
1　決定年月日時　平成27年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３５０号
大阪府貝塚市堀１丁目16番６―106号
債務者　山本　優子
1　決定年月日時　平成27年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３５７号
大阪府泉南郡熊取町五月ケ丘２丁目22番11号
債務者　川崎　照子（旧姓阿久根）
1　決定年月日時　平成27年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３７４号
大阪府泉北郡忠岡町高月南１丁目５番16号
債務者　山田　勝敏
1　決定年月日時　平成27年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１５４号
奈良県葛城市木戸192番地１　ラビドール192　207号
債務者　葛本　義英
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１５６号
奈良県香芝市真美ケ丘６丁目９番24―202号
債務者　東田ひとみ
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１６１号
奈良県大和高田市材木町２番28号
債務者　浅原　節子
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第６２号
山口県美祢市大嶺町東分684番地
債務者　山根志津江
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第１０５号
北海道帯広市西16条南４丁目44番７号　２Ｆ
債務者　江連　絹子
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第１１３号
北海道河東郡音更町木野西通10丁目５番地13　ラフォーレ瑞希201
債務者　朝日　智美（旧姓今野）
1　決定年月日時　平成27年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第１１５号
北海道帯広市西20条南２丁目40番10号　コーポラスＭＹ・Ｔ102号
債務者　髙橋　松幸
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第１４７号
岩手県北上市和賀町竪川目１地割１番地47
債務者　及川　倫子
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第２１２号
盛岡市本町通３丁目５番29号　カサブランカＳ103号、旧住所盛岡市玉山区寺林字平森67番地２
債務者　高橋　　勉
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第３６号
山形県鶴岡市日出１丁目26番20号アパートサンポット202号室
債務者　木村　智絵
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２７年（フ）第４７号
新潟県上越市三和区山高津952番地
債務者　遠藤　昌裕
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２７年（フ）第１７４号
愛知県岩倉市八剱町道光33番地　エクセルシオ103号
債務者　下司　安子（旧姓岩永）
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第３７号
岡山県津山市下野田７番地
債務者　黒田　純也
1　決定年月日時　平成27年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
岡山地方裁判所津山支部